

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

弘前市

### 2 構造改革特別区域の名称

弘前ハウスイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

弘前市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置し、総面積523.60km<sup>2</sup>で県全体の5.87%を占め、東に八甲田連峰を望み、西に岩木山、南には白神山地が連なり、山々に抱かれた平野部には、白神山地を源とする一級河川岩木川が緩やかに北流している。

岩木川には、平川、浅瀬石川などが合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の穀倉地帯となり、平野部に連なる丘陵地帯には、全国一の生産量を誇るりんご園地が広がり、その地域を取り巻くように山林地域が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれている。

#### (2) 気候

気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海型気候に属し、三方を山に囲まれていることもあり、盆地のような内陸型気候に近く、全国有数の豪雪地帯といわれる青森県の中にあっては、比較的温暖な地域である。

#### (3) 人口

人口は、平成7年を境に減少に転じ、平成17年では減少が拡大し、今後も減少の割合がさらに拡大する見通しで、総人口は平成22年3月末現在で183,834人である。

#### (4) 産業

平成17年の就業人口は89,827人で、産業別には、第1次産業が17.6%、第2次産業が17.1%、第3次産業が65.3%となっており、平成7年から比較すると、第1次産業、第2次産業ともに割合を下げている一方で、第3次産業の就業者の割合が増えている。

しかし、基幹産業は第1次産業の農業であり、第1次産業の就業者の割合は、全国や県内他都市と比較して高い状況である。

本市の農業は、りんごと米を基幹作物とする土地利用型農業が主体となっており、特にりんごは、全国の約2割、青森県の約4割を生産する日本一の産地で、本市の農業算出額の約8割を占めている。この他、ぶどう、西洋なし、おうとう、もも等の果樹及び、トマト、きゅうり、メロン、えだまめ、スイートコーン等の野菜、並びにケイオウザクラ等の

花き、更には畜産、大豆等の畑作物、えのきたけ等の特用林産物など、地域の特性を生かした多様な生産が行われ、市民に新鮮で多彩な食料が供給されている。

#### (5) 地域づくり

平成20年1月に、弘前市総合計画を策定し、「未来を育む学術と文化のまちづくり」「人とふれあい、人が輝く健康のまちづくり」「地域資源を生かした豊かな産業のまちづくり」「安全・快適なあずましいまちづくり」「都市基盤の充実した住みよいまちづくり」からなる5つの政策領域と、「市民参画と協働のための仕組みづくり」「計画を推進するための仕組みづくり」からなる政策全体を支える2つの仕組みづくりを掲げて「自然と共に生きる豊かな産業・文化都市」の実現を目指している。

#### (6) 本市を取り巻く諸情勢と課題

全国的に少子高齢化が進行し、人口減少が始まっている中で、本市の農家や農業従事者の減少及び高齢者の割合が上昇するなど、後継者、担い手不足が懸念されている。また、輸入農産物の増加や産地間競争の激化により農産物の価格が低迷するなど、農家所得は停滞傾向にある。

本市は日本一のりんご産地であるが、りんご以外の果樹はぶどう、西洋なし、おうとう、もも等が主体となっており、台風などの気象災害からの危険分散を図り、農業所得確保の機会を増やすためにも、りんごを中心とした果樹複合化を推進することが課題となっている。加えて、都市部と農村部、消費者と生産者が、地元農産物や加工品を通してより一層の交流を深め地産地消を進めるために、新たな加工品の開発と販路拡大も課題となっている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

現在、食生活の多様化により若年層を中心に果実離れが進行している。また、外国産の果汁の輸入増加等により、本市で生産される果実による加工原料を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

このような状況の中、消費者に信頼される安全・安心で高品質な果実の生産により、国内外産果実との競合に対応し、高付加価値の加工品を開発していくことが求められている。

規制の特例措置を活用して果樹栽培農家を作る自家製果実酒を提供することは、消費者の食の安全・安心への関心が高まるなか、原料となる果実の生産者が見えるトレーサビリティシステムにも対応することができる。また本市を訪れなければ味わうことが出来ない加工品は、他にはない本市の地域性を活かしたものとして、新たな地域の魅力づくりにつながり、都市部と農村部、消費者と生産者の交流人口が増えることが期待される。さらに新たな加工品（果実酒）のブランドの確立と消費拡大は、農業及び地域の活性化に結びつく。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置を活用することにより、農家が育てた果実を使って、新しい農産物加工品ともいべき果実酒の製造が可能になる。この自家製果実酒によるPRと、これまで取り組んできた、グリーンツーリズムの推進との相乗効果により、都市住民等との地域間交流を促進し地元農産物の消費拡大を図る。

また都市住民が産地を訪れて農業についての理解を深め、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解して加工品の提供を受け購入することにより、本市産果実の良さを直接体験してもらうことができ、本市産果実の魅力を全国に発信することができる。また、自家製果実酒を目的に訪れた人々が、周辺観光地や地元商店街にも足を運ぶよう、特区を活用した新たな施策を展開し、本市全体の地域の活性化を図ることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域特産品の提供及びブランド化による知名度アップ

新たな地域特産品の提供及びブランド化による地域の取り組みをマスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、市の知名度アップにつながる。

### (2) グリーンツーリズムの推進による交流人口の拡大

これまでも豊かな自然や人材を活用し、本市の自然や歴史、伝統文化などを体験し、学習しながら余暇活動を楽しむグリーンツーリズムを観光等と一体となった受入態勢の整備などにより積極的に推進してきたが、今回の特区を起爆剤に、新たな魅力を加えることにより、その地でしか味わえない価値を求めて本市を訪れる新たな交流人口の拡大が図られる。

	平成 22 年度目標	平成 23 年度目標	平成 24 年度目標
農家民泊者数	300件	310件	320件

### (3) 農業の活性化

本市における農業就業者は減少傾向にあるが、生産者自らが創意工夫することにより、独自性をもった果実酒造りを通して、魅力的な農業経営の新たな一面を見出し、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加及び農業所得の向上が期待できる。

	平成 22 年度	平成 23 年度目標	平成 24 年度目標
果実酒製造農家数	1件	2件	3件

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地産地消の推進

都市部と農村部、消費者と生産者の交流を通じて農産物と結びつく地産地消の取り組みを支援する。

(2) グリーンツーリズムの推進

受入農家の拡大とサービス向上並びに実践団体の活動を支援し、自然や歴史、文化などを活かし観光と一体となった取り組みの推進を図る。

(3) 新規就農の促進

U・Iターンや、農業以外からの参入も含めた新規就農者の円滑な就農を図るため、営農開始時の初期投資の軽減や研修機会を提供するなど、関係機関・団体等と連携して支援する。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

弘前市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市の果樹生産地としての新たな魅力づくりにつながり、交流人口の増加及び農家所得の向上が期待され、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加も期待できる。また、地元農産物の消費拡大と地域の活性化に資するものであり、このような観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。